



首都高は平成20年度の距離別料金制の導入に向けて 準備を進めてまいります

首都高速道路の整備を支える料金については現在料金圏別均一料金制をとっていますが、これは東名や中央道などと比較した場合、長距離利用者には割安な反面、短距離利用者には割高となっています。ネットワークが拡大する中で不公平感が増大しており、利用距離に応じたより公平な料金制度への移行が必要です。利用距離に応じた料金制度への移行により、お客様が短い区間等で首都高を気軽にご利用いただけるようになります。また渋滞区間を避けるため、一度一般道に出て、再度首都高に乗り直す等一般道と首都高を状況に応じて乗り継ぐことも容易となるメリットがあり、渋滞緩和や環境問題の改善にも寄与すると考えられます。

首都高の民営化にあたっては、道路関係公団民営化のスキームにおいて、必要な投資や管理費の償還財源を確保することを前提に、利用の程度に応じた公平な負担という考え方にに基づき**距離別料金制への移行**を図ることとされており、債務の償還もそれを前提としています。このため、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した協定では、平成62年度までに債務の償還を終えることを前提に機構への貸付料の支払いが定められています。

新たな料金の制度設計に当たっては、機構との協定や、首都圏での料金体系の一元化、環状道路利用促進や会社間乗継割引など、利用者が利用しやすくかつネットワークとしての効用が十分発揮されるような首都圏全体における料金体系のあり方を踏まえつつ検討を進めます。

また、長距離利用者の負担軽減等のお客様や地方議会からの意見を踏まえることが必要と考えており、引き続き幅広いご意見を伺いながら検討を進めてまいります。今後、国、地方公共団体等の関係機関と課題の整理を行いながら、より使いやすい料金となるよう平成20年度の制度導入に向けて準備を進めてまいります。

お問い合わせはこちらまで

首都高速道路株式会社 対距離料金制移行推進本部事務局 料金企画グループ
首都高速道路株式会社 総務・人事部 広報室

03 - 3539 - 9379 (直通)
03 - 3539 - 9257 (直通)
<http://www.shutoko.jp/>